

鳥取県告示第807号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県専修学校等奨学資金貸付金（平成12年度貸付決定番号第412-0011号、平成13年度貸付決定番号第413-0028号、平成14年度貸付決定番号第414-0001号及び第414-0018号並びに平成15年度貸付決定番号第415-0019号に係るものに限る。）

3 委託期間

平成24年11月12日から平成25年3月31日まで